

平成 30 年第 4 回定例会 予算特別委員会（環境生活部）での質問と答弁内容

北海道議会議員 北 口 雄 幸

平成 30 年 12 月 6 日（木）開催

質 問 内 容	答 弁 内 容
<p><b>一 水道事業について</b></p> <p><b>（一）水道事業の現状について</b></p> <p>人が生活することに欠かせない一つに”水”があります。しかし、高度経済成長時代に整備した水道施設が老朽化し、その更新が大変な状況になっている、こんな状況だというふうに思います。</p> <p>また、9月6日には北海道においても震度7を記録する北海道胆振東部地震が発生し、完成したばかりの水道施設が被災を受けるなど、かつて想定されない自然災害も発生するなど、厳しい環境に立たされているというふうに思います。</p> <p>北海道では、その水道事業の運営については、各市町村で行われていますが、道として、水道事業を取り巻く環境、現状について、どのように認識されているのかまずお伺いいたします。</p>	<p><b>【水道担当課長】</b></p> <p>道内の水道事業は、近年の人口減少による水道料金収入の減少のほか、更新時期を迎えた施設の整備に多額の費用が必要となることに加え、技術系職員の減少により水道施設の運転や管理技術の継承が難しくなるなどの課題を抱えているところです。</p> <p>また、本道は積雪寒冷で人口密度が低く、施設の設置や維持管理に要する費用が割高であり、全国的にみても、事業運営が厳しい状況にあるところです。</p>
<p><b>（二）水道法改正について</b></p> <p>このような状況の中で国では「水道法の一部改正案」を国会に提案し、衆議院では先の通常国会で議決をされ、参議院において十分な議論もないまま採決強行して衆議院に送られ、野党の反対にも関わらず、残念ながら本日成立をしたところでございます。そこでお伺いしますが、国会で成立した「水道法の一部改正」とは、どのような内容なのか。この内容に基づけば、水道事業がどう変わろうとしているのかお伺いいたします。</p>	<p><b>【水道担当課長】</b></p> <p>水道法改正の概要は大きく 5 つのポイントからなり、1 点目は、「関係者の責務の明確化」であり、国、都道府県などは水道の基盤強化に関する施策を策定し、推進又は実施に努め、水道事業者等は、その事業の基盤の強化に努めること。</p> <p>2 点目は、「広域連携の推進」であり、都道府県は水道事業者等との広域的な連携を推進するよう努めなければならないとされ、国が新たに定める「水道の基盤強化のための基本方針」に基づき水道事業者等の同意を得て、「水道基盤強化計画」を策定できることや、広域連携を推進するための「協議会」を設置できること。</p> <p>3 点目は、「適切な資産管理の推進」であり、水道事業者等には、水道施設台帳の作成、保管等が義務付けられるほか、水道施設の計画的な更新やその費用を含む収支見通しの作成・公表に努めなければならないこと。</p> <p>4 点目は、「官民連携の推進」であり、地方公共団体が水道事業者等としての位置付けを保持したまま、厚生労働大臣の許可を得て民間事業者が水道施設に関する「公共施設等運営権」、いわゆる「コ</p>

	<p>ンセッション」を設定できる仕組みが導入されたこと。</p> <p>5 点目は、「指定給水装置工事事業者制度の改善」であり、当該事業者の資質向上や事業の実施状況の確かな把握を図るため、5 年毎の更新制度が導入されたこと、以上 5 つの改正内容となっているところです。</p> <p>国では、水道が直面する課題に対応し、広域化による事業連携と民間資源の活用による水道の基盤強化を図り、水道事業を持続可能なものとするを、水道法の改正理由としているところです。</p>
<p><b>(三) 民営化における議論について</b></p> <p>先ほどありましたようにとりわけ 4 点目にありました、この水道法の改正ではコンセッションを設定できることが導入されて、自治体が所有権を持ったまま運営権を民間企業に売却できる制度が新設されたということですが、この民営化によって、安全で安心な水を低廉な価格で提供できるという風に認識しているのかお伺いいたします。</p>	<p><b>【水道担当課長】</b></p> <p>国会では、水道事業の効率化を図る手法の 1 つとして、地方公共団体が、水道事業者等としての位置付けを保持したまま、水道施設の運営権を民間業者に設定できる仕組みを導入することとした水道法の改正に係る審議が行われたところです。</p> <p>これまでの改正議論では、水道料金の高騰を招く、お金の流れが不透明になる、コンセッション事業者が民間であることから、倒産などにより事業継続が不可能となるリスクがある、などの懸念が示されたところです。</p> <p>これに対し、厚生労働大臣は、コンセッションの許可に際して、水道事業者等において講ずる措置の具体的事項、コンセッション事業者が収受しようとする料金、コンセッションの継続が困難となった場合における措置などについて、基準を定め、それに基づき、審査・確認した後、許可を与えるとしているところです。</p> <p>道としては、水道事業者等が、許可要件に沿って、コンセッション事業者の業務内容や経営状況を十分に把握し、安全で安心な水道水の低廉な価格での提供が、継続してなされるよう十分に監視・確認していくことが必要と考えているところです。</p>
<p><b>(三-1) 民営化できる事業者について</b></p> <p>懸念されることとして水道料金が高くなる、高騰を招く、お金の流れが不透明になる、いわゆる住民の皆さんが監視しづらくなる、そして倒産等、事業継続がなかなか難しくなるのではないかという懸念が示されたところでありますけれども、そもそもこのコンセッション事業を引き受けることができる民間事業者とは、どのような事業者をイメージさ</p>	<p><b>【環境局長】</b></p> <p>水道事業を運営していくためには、水道水を製造し、水質の管理を行った上で供給すること、水道施設の維持管理を行うこと、水道料金の徴収や経理等を行うことなど、水道施設の整備や維持管理等を長期間にわたり確実に行う必要がございます。</p> <p>このため、コンセッションを行う事業者の要件といたしましては、資金力が豊富で、多数の技術職員</p>

<p>れているのかお伺いいたします。</p>	<p>を要し、水道事業についての豊富な経験を有していることが必要と考えているところであります。</p>
<p><b>(四) 自治体の責任と役割について</b></p> <p>水道事業の運営を民間に仮に売却、コンセッションを導入したとしても、水道事業における自治体の役割は残るはずであります。水道事業における自治体の役割についてお伺いをいたします。</p> <p>自治体としては仮にコンセッションで民間にやってもらったとしても、適切に事業が遂行しているか、監視・確認作業が必要だということですから、事業がなくなって職員が減った中で、その監視をすれといっても現実的にできるのかどうか、こんな懸念もある訳であります。</p>	<p><b>【水道担当課長】</b></p> <p>コンセッションを採用するか否かは、水道事業者としての自治体が、水道事業の持続の観点はもとより、そのメリットやデメリットを十分に検討し、住民の意向を踏まえた上で、必要な条例制定等を経て決定されるものであるところであります。</p> <p>コンセッション事業を導入した水道事業者等は、その後、コンセッション事業者が適切に業務を遂行しているか監視・確認することとなります。安全で安心な水道水を住民に安定して供給していくこと、また、水道事業の全体方針の決定や全体の管理については、導入前と同様に、その役割が求められるものと承知しております。</p>
<p><b>(五) 再公営化の流れについて</b></p> <p>そのような中で、水道事業の運営を民営化したとしても大きな課題が残るとというのが、今のとおりであります。一方、日本よりも先に民営化した他の国々では、料金が高くなったり、水質が悪化したりと、民営化を断念し、再公営化していると聞いておりますが、世界ではどのような状況になっているのかを伺うとともに、再公営化することとなったことに対する道の受け止めに伺います。</p> <p>再公営化したところは、水道料金が上がったり、施設管理運営のレベルが低下や水質の悪化、そして更新できない過小投資、そんな理由の中で結果として民営化したけれど、また、元に戻したということで、今、パリやグルノーブルなど5つの都市を紹介されましたけれど、マスコミ報道などでは、この15年間で37カ国、235都市が民営化、再公営化したというふうに報道されている訳でありまして、こ</p>	<p><b>【水道担当課長】</b></p> <p>水道事業を民営化したものの、再度公営化した都市としては、フランスのパリやグルノーブル、ドイツのベルリン、アメリカのアトランタやインディアナポリスなどがあり、水道料金の高騰、施設の管理運営レベルの低下による水質悪化、施設更新等への過少投資、不透明な財務状況などが、その理由と承知しております。</p> <p>道としては、コンセッションを導入した場合においても、水道事業者等は、安全で安心な水道水の低廉な価格での提供を継続するよう、国の許可要件等を踏まえ、コンセッション事業者をしっかりと監視・確認していくことが重要と認識しております。</p>

<p>れは大変大きな問題だと思っております。</p>	
<p><b>(六) 水道事業における連携について</b></p> <p>私は今年の 3 月に香川県を訪問しました。香川県はご承知のとおり、この 4 月から県が主体的役割を果たして、香川県と県内すべての市町村による「香川県広域水道企業団」を設立して、オール香川で水道事業を運営するという広域化を導入しました。</p> <p>広域分散型の北海道では、このようなオール北海道による水道事業の導入というのは、そう簡単にはいかない、このように承知はしておりますけれど、やはり国が考えている民営化の導入というのは、もっと無理な訳であります。</p> <p>そのような中で、一方では、厳しい環境の中で、各自治体で行っている水道事業をこのままただ手をこまねいてみているわけにはいかないのではないかとこのように思っています。コスト低減や或いは技術職員の確保等々含めながら、各自治体が連携し、情報の共有を図りながら水道施設の更新を行ったり、運営コストを低下するための工夫や努力が求められているのではないかとこのように思います。</p> <p>道として、道が主体的役割を果たしながら、各自治体が行っている水道事業を側面からサポートすることが求められているのではないかと思うが、道の考えを伺います。</p> <p>道内はとりわけ広域分散型で、小規模自治体が多いという実態もありますので、道庁の持っている様々な頭脳と知恵をしっかりとしばって市町村と連携して、水道事業を引き続き安心安全、低廉な価格でやる、そしてきちんと更新していける仕組みを作っていただけますようお願いをして、私の質問を終わります。</p>	<p><b>【環境生活部長】</b></p> <p>道では、これまで水道の持続に向けまして、「地域別会議」等の開催により水道事業者間における広域連携のための意見交換等を行って、意識の醸成を図ってきたほか、道内全水道事業者などを対象に、公益社団法人日本水道協会の北海道地方支部などと連携いたしまして、水道技術研修会を実施するなど、水道事業者が行う台帳整備やアセットマネジメントの実施、水道管路の効果的な更新方法、高濃度の濁水対策や災害時の対策について、事例紹介や助言を行ってきたところでございます。</p> <p>引き続き、これらの取組を継続するなどいたしまして、道内水道事業の「技術力の確保」、「危機管理対策」、「運営基盤の強化」の実現に向けまして、全力でサポートしてまいりたいと考えております。</p>